

## 第1回仙北市国家戦略特別区域会議 会議終了後記者会見

1. 日時 平成27年9月7日（月）11:25～11:35
2. 場所 仙北市役所田沢湖庁舎 第4会議室
3. 出席  
平 将明 内閣府副大臣  
門脇 光浩 仙北市長

（平副大臣発言）

皆さん、こんにちは。担当副大臣の平でございます。

本日、第1回の仙北市国家戦略特別区域会議が開催され、先ほど終了いたしました。地方創生特区第一弾の指定後、仙北市においては、迅速に区域会議を立ち上げることができまして、うれしく思っております。

まず、名称でございますが「仙北市 地方創生・近未来特区」という名称に決定させていただきました。

今回は、国有林野の活用促進事業として、田沢湖地区の10ヘクタールの国有林野を活用して、放牧と一体となった農業、食品加工事業を展開すること。農地法等の特例を活用し、農業生産法人一団体の設立を目指すことなどを中心に議論をさせていただきました。

これらについての議論が整いましたので、区域会議として決定いたしました。今後、速やかに、内閣総理大臣による認定に向けて手続を進めていきたいと考えております。

仙北市発の先端的な国有林野の活用等がさらに具体的に進展し、全国のモデルとなることを期待しているところでございます。

今後とも、仙北市をはじめ、各特区の区域会議を高い頻度で開催し、具体的な事業の見える化を強力に推進してまいりたいと思っております。

私からは、以上でございます。

（門脇仙北市長発言）

まず、今回の第1回の区域会議で、名称を「仙北市 地方創生・近未来特区」という名称に決定しました。とても、この文字からして、また、その広がりも考えると、本当に仙北市の可能性の扉が、まさに開いたというような思いで、この決定を見ております。心から感謝を申し上げたいと思います。

今回の事案については、先ほど、平副大臣もお話をしましたがけれども、国有林活用型というものと、それから、農業生産法人の規制緩和による設立ということの2件であります。

いずれにしても、地域の方々にとっては、この特区を活用して、新たな生産が始まる。そして、雇用の増大であったり、所得の向上であったり、また、定住対策にすることが、とても大きな魅力のある全ての内容も含まれているという状況であります。

どうか、これを実のあるものとするためには、ますます皆様方の御協力が必要でありますけれども、すぐにでも、早くにこの実を皆様方にお見せできるように、事業者の方々には頑張って取り組んでいただきたいと思いますし、行政は、もちろん、仙北市も含め、国の皆様にも、県の皆様にも、大きな、大きな御支援をいただきたいと思います。と思っています。

きょうは、本当にありがとうございます。

(質疑応答)

(問) NHK秋田放送局の岡と申します。門脇市長に質問させていただきます。

今回、計画案というのが計画として、認定という意味ではないですけれども、認められたと思うのですが、率直な御感想を、まず、最初にお聞かせください。

(門脇市長) 昨年の6月から作業を進めて、8月からワーキンググループの方々等とのさまざまなヒアリングが行われて、何度も何度も行って、そして、冬、雪のあるときに国有林にまでお越しいただいて、ごらんになっていただく。いろんな作業を進めてきて、そして、きょう、9月7日を迎えることができました。

これまでの準備というのは、まさに、この後にさまざまなことが始まるのだぞというイントロダクション、助走だったと思います。この助走に対して、私らは一生懸命、鋭意努力をさせていただいたわけですけれども、先ほど話したとおり、この後に何ができるか、何が変わるのかということ、私らはしっかりと市民の方々、また、全国の自治体の方々に見せなければいけないという使命を担いました。とにかく実のある地方創生特区、国家戦略特区法だということ、私らは本当に汗を流しながら、事業者の方々と一緒に進めていきたいというような思いでいっぱいでございます。

なお、今回は2件でありますけれども、この区域会議の特徴としては、この後のさまざまな提案をさせていただくという時間をいただきました。そこで、平副大臣からも、実はいろんな御助言だったり、感想もいただくことができ、次の特区会議が、まさに答申だというような思いであります。

(問) 日経新聞の細川と申します。

今後のスケジュール感を一つ教えていただきたいのと、今回決まった2件について、どの部分が具体的に特例として規制緩和部分に当たるのかというのを教えていただけますか。

(平副大臣) 今後のスケジュールですけれども、今日、区域会議で区域計画が決定されましたので、今度は、国家戦略特区諮問会議にこれを上程し、そこで了承が得られれば、総理大臣の認定ということになります。

実は、区域会議は、今日も仙台で午前中にやってまいりまして、そして、仙北と、あしたは名古屋というふうに日程が決まっておりますので、それが終わり次第、できるだけ早く、まだ、日程は決まっていますが、総理の日程も含めて調整をして、国家戦略特区諮問会議を開催し、認定にもっていきたいと思っています。

今回の事業の、何が特区なのだということでございますが、1つは、国有林のところは、既存のルールでいきますと、5ヘクタールまでといったところを10ヘクタール、倍のエリアということを特例措置として認めております。

さらに、農業法人のところは、農業生産法人の役員要件というのがありまして、こちらのほうを緩和しまして、農業に従事をしている役員が1人いれば、農業生産法人をつくることができるという特例で、役員要件の緩和というのを活用しております。

その2点でございます。

(問) 済みません、今の緩和なのですけれども、具体的に、最初のグランビアのほうは、何法の法律の特例になるのですか。

(平副大臣) 正式名称は、国有林野の管理・経営に関する法律の特例になります。

(問) これは、俗に何とか法と言われていたりしませんか。

(平副大臣) 国有林野に関する法律ですね。

(問) 俗称とはないですか。

(平副大臣) ないです。それで、これを国家戦略特別区域法第16条の2に規定する国有林野活用促進事業ということで、その枠組みで緩和をします。

資料2の2番目に書いてある、法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容の(1)(2)のところに該当する法律が書いてあります。その特例ということになっております。

(問) 秋田魁新報社の田中と申します。

門脇市長に伺いますけれども、しゃべれる範囲でいいですけれども、次回以降の区域会議で、どういうことを計画として、事業として、提案されるのか。

(門脇市長) まず、1つ急がなければいけないと思われるのは、外国人医師による修練制度の拡大によっての地元で外国人医師の方々の医療と温泉を連携した、この活動を一刻も早く始めたいという思いを持っていて、これを次回の区域会議では、ぜひ提案させていた

だきたいというお話をさせていただきました。

あわせて、例えばでありますけれども、医療控除の規制の緩和であったり、また、それが行く行くは公的医療保険の適用ができるような温泉医療の確立につながるというような思いでお話をさせていただいておりますし、さらには、ジビエ特区という提案をさせていただきまして、これは、通常であれば、有害鳥獣等に該当するものでありますけれども、これを地元食材という形で活用させていただくというような特区法の枠をぜひお願いしたいというような話もさせていただいております。

また、水源地の仙北市でありますので、その水源地ということで、特に小水力発電については、国土交通省であったり、農水省であったり、また、水利権の関係があったりで、なかなか今、民間の企業の方々が、小水力に参画するハードルが高いと、これを改善できないかという提案もさせていただきました。

さらには、近未来技術実証特区でありますけれども、今、まさに秋に水中ロボットが入って、田沢湖の最深部にアタックするというプロジェクトが動いていますけれども、水中のさまざまなドローン技術の開発実証も、ぜひ仙北市で行いたいという話であったり、完全に運転者がいない車、今、自分の考えでは、例えば、市民バスの運行などありますけれども、これらをぜひ行いたい。第四世代の無人自動車運行実証実験にとりかかりたいということであったり、さらには、インターネット部分でのネット攻撃に対応する反撃ウイルスの開発をできるような、そういう市町村ということで、サイバーテロ対策特区も提案したいというような話もさせていただきました。

(以上)